令和８年（再イ）第５０号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目２番15号
再生債務者　山本　愛子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第３４７号
名古屋市千種区向陽町３丁目10番３　レイディエンス向陽202（住民票上の住所）京都市右京区鳴滝般若寺町５番地29
再生債務者　木村　章人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番20番地５
再生債務者　早坂　裕輝
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月23日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号
愛知県東海市東海町３丁目３番７号　エステートグリーンⅡ305号室
再生債務者　濱島　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第１２号
札幌市北区東茨戸２条１丁目25番７号
再生債務者　須貝　翔
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第１号
山梨県富士吉田市下吉田５丁目29―19
再生債務者　渡邊　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和８年（再ロ）第１３号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目５番10号
再生債務者　船戸　一洋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第６号
大分市椿が丘１丁目６番２号
再生債務者　金澤　裕幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第３号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟501号
再生債務者　倉林　守
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再ロ）第７号
大阪府富田林市甘山二丁目５番69号
再生債務者　藤井　博之
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再ロ）第１号
栃木県那須塩原市黒磯652番地47
再生債務者　平山　潤
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再ロ）第２号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
再生債務者　濵本　愛樹
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
北海道砂川市東２条南６丁目１番17―11号
再生債務者　黒田　勇太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再ロ）第１号
埼玉県八潮市大字木曽根896番地１
再生債務者　根岸ジャンレオこと　デ　レオン　ジャン　レオ　プノ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再ロ）第５号
北九州市小倉南区中吉田４丁目22番８号
再生債務者　松本　和政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再ロ）第２号
千葉県松戸市栄町５丁目319番地の14
再生債務者　金武　由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１４号
高知市新屋敷１丁目11番34号
申立人　髙野　廣茂
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）高知市高須1381番地55
所在等不明共有者　政木多鶴子
届出期間満了日　令和９年２月18日
令和８年10月16日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　南国市岡豊町小蓮字重岩
地番　1241番
地目　山林
地積　4958平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１